

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の終了……(同)……一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……(同)……一
- 都市整備局市街地整備部再開発課……一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……(同)……一
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……一
- 建築基準法による道路位置の指定……(同)……二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……(同)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……四
- 特定非営利活動法人の仮認定……(同)……五
- 開発行為に関する工事完了……(同)……五
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……五

告示

●東京都告示第九百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量、三級基準点測量、四級基準点測量、平板測量、路線測量及び用地測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月十日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第九百一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量、街区三角点及び街区多角点)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十六年五月一日から平成二十七年三月二十日まで

●東京都告示第九百二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年五月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称 春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年三月十五日から平成三十二年十二月三十一日まで
- 三 施行地区 文京区小石川一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 文京区小石川一丁目四番十二号 平成二十四年三月十五日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日 平成二十七年五月二十八日

●東京都告示第九百三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条

平成二十七年四月十七日

稲城市大字矢野口字宿六百七十二番一の一部

延長七・四〇

第一項第五号の規定による道路

日

幅員

四・〇〇

●東京都告示第九百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条

平成二十七年四月十七日

西東京市富士町一丁目九百二番二、同番九及び同番七十四の各一部

延長四・三九

第一項第五号の規定による道路

日

幅員

四・〇〇

●東京都告示第九百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)

第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の面積(単位平方メートル)

法第四十二条

平成二十七年四月六日

小金井市花小金井南町一丁目七百七十二番二十六及び同番二十七の各一部

廃止面積六・三五

第一項第五号の規定による道路

日

幅員

四・〇〇

●東京都告示第九百六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十八日

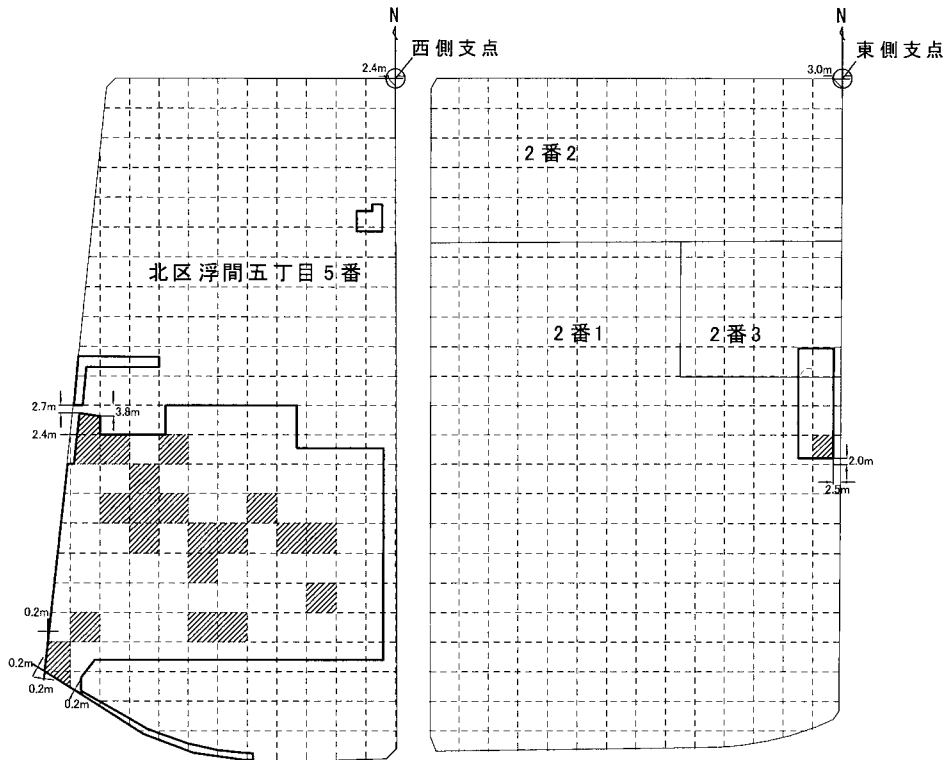
東京都知事 舩添 要一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 - - - 単位区画
 — 調査対象地
 — 筆境界
 // 形質変更時要届出区域

【支点】
 東側
 支点は、北区浮間五丁目2番2の北東端から、東へ3.0mの位置とする。
 西側
 支点は、北区浮間五丁目5番の北東端から、東へ2.4mの位置とする。

【格子の回転角度 (0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年四月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ダイバーシティワールド

三 代表者の氏名

三上 幸司

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区上目黒一丁目二十六番一―二四二―二号

中目黒アトラスタワー

五 定款に記載された目的

この法人は、ダイバーシティの観点から、障がい者や高齢者、貧困・家庭問題等の理由から生活保護を受け十分に学問を享受できないこともや若者たち、メンタルに問題を抱える方、世界の貧困層の方たちが自立し、多様性をもって社会で自分らしく生きていくことができるよ

うなソリユーションを研究していき、そして様々な学習・雇用の機会やコミュニティの場を提供し、ダイバーシティな世界を創造するべく、一つでも多くの社会問題の解決(「障がい者教育・雇用」「高齢者の再雇用」「高齢者の孤独死」「高自殺率問題」「メンタルヘルス問題」「グローバル人材育成」「地域活性化・雇用」「若者の就業力向上・ニート対策」・等)に取り組む団体である。

また当法人の理念の賛同いただいた企業に対し、CSRやソーシャルビジネスにおいてのコンサルティング、コーチングを行い、企業で働くビジネスマンにとつての働く意義、存在価値について見つめ直すきっかけづくりやモチベーション向上、メンタルヘルス問題の解決に寄与し、ダイバーシティの概念を広めながら社会貢献活動を行っていくことを目的としている。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十八日
- 二 申請のあった年月日
平成二十七年四月九日
- 三 特定非営利活動法人の名称

東京都知事 舛 添 要 一

特定非営利活動法人東京レインボープライド
 三 代表者の氏名
山縣 真矢、杉山 文野
 四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区神宮前二丁目十四番十七号

五 定款に記載された目的
 この法人は、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)等と呼ばれる性的マイノリティの人々(以下単に「性的マイノリティ」という)の人權をはじめとする権利擁護と地位向上のためのサポート事業、及び広く一般市民を対象とした性的マイノリティの人權擁護のための社会啓発事業、教育事業、情報収集・提供事業を行い、もってすべての市民の多様な人權が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年四月十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人犯罪被害者緊急支援機構

三 代表者の氏名
天野 頼親

四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区南池袋二丁目四十一番十二号 池袋セントラル四〇五

五 定款に記載された目的
この法人は、犯罪被害者及びその関係者等に対する相談受託及び情報提供を通じてその抱える悩みや不安を共

有し、犯罪被害から立ち直るための支援を行うと共に、犯罪被害者保護シエルトアの運営や警察・法廷等への付添支援等を行い、もって更なる犯罪被害の予防及び犯罪被害の回復に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年四月十四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人空き家コンサルティング協会

三 代表者の氏名
倉岡 紳史

四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区西池袋三丁目二十三番三号

五 定款に記載された目的
この法人は、社会問題化している「空き家問題」の解決・改善に向け、放置空き家ゼロを目指して、空き家の有効活用及び管理の普及、地域社会に不安を与える危険な空き家の除去を通して、誰もが安心安全に暮らせる「まちづくり」に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年四月十四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人太田道灌顕彰会

三 代表者の氏名
太田 資暁

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺本町三丁目八番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般的な市民を対象として、首都東京（江戸）を開いた歴史的文化人の太田道灌を顕彰することを基盤とし、地域に根差した太田道灌に関わる文化・観光・広報等祭事活動への支援活動、また太田道灌公墓前祭の主宰と史跡の保存活動、並びに講演を通じた地域の歴史的価値の認識を広める活動、更に関東各地に点在する太田道灌関連の神社仏閣・城跡等の見学会・講演会・研究会の開催等を通じて、現代に生きる人々の地域を愛する心を養い、地域社会貢献の醸成と発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新外交イニシアティブ

三 代表者の氏名

猿田 佐世

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目十五番九号 さわだビル5F

五 定款に記載された目的

当法人は、日本を中心とした各国の人々に対して、国境を越えた情報の収集・発信、人と人とのネットワークの構築、諸機関への働きかけなどを通して、民間外交の促進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年五月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

二 代表者の氏名

栗原 弘美

三 主たる事務所の所在地

東京都港区三田三丁目一番五号 第一奈半利川ビル三階

四 その他の事務所の所在地

大阪府高石市高師浜四丁目九番七号

五 仮認定の有効期間

平成二十七年五月八日から平成三十年五月七日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十七年五月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

許可を受けた者の住所及び氏名

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東村山市野口町四丁目二番九の九及び同番三十七から同番三十九まで
東村山市廻田町三丁目二番地六
株式会社森林木材秋山工務店

代表取締役 秋山 好一

東村山市秋津町二丁目二十八番四の一部
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
兼六土地建物株式会社

代表取締役 鍵市 佳則

東村山市恩多町二丁目十番二十七、同番三十、同番三十一、同番四十五、十一番一、同番二、同番六、同番七、同番十

代表取締役 兼井 雅史

多摩市大字和田字四号三百四十六番地
山梨県上野原市上野原二十番三

株式会社角屋ハウジング
代表取締役 秦 孝延

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002

